

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
変更年月	令和8年4月
計画主体	山形市

山形市農作物鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 山形市環境部鳥獣被害対策課
所 在 地 山形市旅籠町二丁目3番25号
電 話 番 号 023-641-1212 内線452
F A X 番 号 023-624-9928
メールアドレス shizen@city.yamagata-yamagata.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・ツキノワグマ・カモシカ・イノシシニホンジカ・ハクビシン・タヌキ・ノウサギ・ハシブトガラス・ハシボソガラス・ムクドリ・ヒヨドリ・オナガ・カワウ・サギ類
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	山形市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル	りんご、おうとう、ぶどう等	6,146 千円 14.36ha
ツキノワグマ	ぶどう、りんご、白菜等	4,416 千円 9.15ha
カモシカ	いちご、りんご、えだまめ等	1,302 千円 2.81ha
イノシシ	水稻、ぶどう、かぼちゃ等	13,126 千円 28.14ha
ニホンジカ	—	—
ハクビシン	おうとう、ぶどう、いちご等	3,733 千円 4.50ha
タヌキ	いちご、ぶどう、キャベツ	655 千円 0.74ha
ノウサギ	りんご、西洋梨	212 千円 0.99ha
ハシブトガラス・ハシボソガラス	おうとう、りんご、西洋梨等	8,163 千円 9.66ha
ムクドリ	おうとう、日本梨、りんご	347 千円 0.85ha
ヒヨドリ	おうとう、ぶどう、西洋梨	249 千円 0.59ha
オナガ	おうとう、ぶどう	147 千円 0.37ha

カワウ・サギ類	錦鯉、金魚	2,800 千円 0.80ha
合計		41,296 千円 72.96ha

(2)被害の傾向

1. ニホンザル

- ・東部の中山間地域において農作物被害が発生しており、その範囲が山寺地区から蔵王地区までに及んでいる。西部の中山間地域において、ハナレザルの目撃情報が確認されている。
- ・群れによる農業被害を受けた農業者が耕作意欲を失い、耕作放棄地の増加に繋がっている。また、群れが住宅地まで下りてきて、家庭菜園の被害が複数件確認されている。

2. ツキノワグマ

- ・東部と西部の中山間地域で出没が確認されており、農作物(ぶどう等)や養蜂(ミツバチ)巣箱、養魚(ニジマス)などの被害が発生している。
- ・森林では、スギの剥皮被害が継続して発生している。
- ・近年、住宅地周辺での出没が増加しており、人身被害の発生が危惧される。県では令和4年7月に、市街地(人口稠密地)における目撃件数が基準を超えたことによる「クマ出没警報」を初めて発令2ある。

3. カモシカ

- ・中山間地域において、果樹や野菜の被害が継続して発生している。
- ・防護網を設置し対応しており、被害は継続しているが、被害量は減少傾向にある。

4. イノシシ

- ・東部並びに西部の中山間地域のほぼ全域に広く生息し、近年、耕作放棄地の増加に伴い、個体数が増加していたが、令和4年度は豚熱等の影響もあり、捕獲頭数が一時的に減少した。令和5年度は再び、増加に転じている。主な農作物の被害は、水稻(8月～10月)、果樹(6月～10月)、野菜類(通年)等の食害であり、その他、畦畔掘り返しや法面の崩落等の農地被害も発生している。
- ・農作物被害にとどまらず、市街地への出没や民家への侵入なども発生しており、生活被害や人身被害が危惧される。

5. ニホンジカ

- ・令和3年6月に、山形市で初めての農作物被害(水稻)が発生しており、今後、個体数の増加に伴う農作物被害や林業被害が懸念される。

・これまで市街地への出沒が2件あり、生活被害や人身被害が危惧される。

6. ハクビシン・タヌキ・ノウサギ

- ・林野に接する果樹園や畑において被害が発生しており、主に収穫間近の果実や野菜に被害が発生している。
- ・ハクビシンは近年の空き家の増加等の影響もあり、市街地での出沒が増えており、生活環境被害の増加が懸念される。

7. ハシブトガラス・ハシボソガラス

- ・全域で農作物被害が確認されており、果樹地帯での収穫期におけるおうとう、りんごの被害が多い。
- ・市街地でのごみ集積場荒らし、騒音、糞害等の生活環境被害が継続して発生している。

8. ムクドリ

- ・果樹地帯において被害が発生しており、主に収穫間近の果実が被害に遭っている。
- ・住宅地へも出沒し、騒音・糞害等の生活環境被害が継続して発生している。

9. ヒヨドリ、オナガ

- 果樹地帯において被害が発生しており、主に収穫間近の果実が被害に遭っている。

10. カワウ・サギ類

- 西部地域の養魚施設において、錦鯉や金魚の被害が発生している。

(3)被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値(令和6年度)		目標値(令和8年度)	
ニホンザル	6,146 千円	14.36ha	5,839 千円	13.64ha
ツキノワグマ	4,416 千円	9.15ha	4,195 千円	8.69ha
カモシカ	1,302 千円	2.81ha	1,237 千円	2.67ha
イノシシ	13,126 千円	28.14ha	12,470 千円	26.73ha
ニホンジカ	—		—	
ハクビシン	3,733 千円	4.50ha	3,546 千円	4.28ha
タヌキ	655 千円	0.74ha	590 千円	0.67ha
ノウサギ	212 千円	0.99ha	191 千円	0.89ha
ハシブトガラス・ハシボソガラス	8,163 千円	9.66ha	7,755 千円	9.18ha

ムクドリ	347 千円	0.85ha	312 千円	0.77ha
ヒヨドリ	249 千円	0.59ha	224 千円	0.53ha
オナガ	147 千円	0.37ha	132 千円	0.33ha
カワウ・サギ類	2,800 千円	0.80ha	2,520 千円	0.72ha
合 計	41,296 千円	72.96ha	39,011 千円	69.10ha

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕 獲 等 に 関 す る 取 組	・平成 29 年 4 月に山形市鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲活動を実施してきている。 ・イノシシについては、山形市鳥獣被害対策実施隊による箱わな・くくりわな・囲いわなによる捕獲活動を行っているが、わな設置後の見回りや、捕獲後の埋設処分の負担軽減を図るため、IC T機器の導入と埋設溝の整備を行っている。 ・ニホンザルについては、南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会を活用し、大型捕獲檻等による捕獲活動と追払いパトロールを実施しており、必要に応じ追払いや銃器による捕獲も行っている。 また、追払い用の花火を配布しているのに併せ、電動ガンの貸し出しも行っている。 ・カラス、ムクドリ等については、おうとうの収穫前に要望のあった地区において、山形市鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動を実施している。 ・ハクビシン、タヌキについては、	・山形市鳥獣被害対策実施隊員の高齢化等により、今後、隊員の減少が懸念されることから、新たな隊員の確保が必要である。 ・近年急増しているイノシシの捕獲のための、わな設置後の見回りや、捕獲後の埋設処分が山形市鳥獣被害対策実施隊員の負担になっている。 ・鳥獣は市町の境界を越えて被害を及ぼす可能性があることから、周辺の市町との連携が必要である。 ・山形市内の農作物被害額で、鳥類(中でもカラス)による、おうとう・ぶどう・りんご等の被害金額が大きいことから、効果的な被害対策を講じる必要がある。

	申請のあった市民に対し、小型獣捕獲用の箱わなの貸し出しを行っている。	
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	・鳥獣被害のある地域において、電気柵やワイヤーメッシュ柵、防護網・防鳥ネットを設置し対策をしてきている。 ・これまで高瀬地区、楯山地区、山寺地区において鳥獣交付金を活用したイノシシ侵入防止のワイヤーメッシュ柵を31.1kmに渡って設置してきている。 ・カモシカ対策については、国庫補助事業を受けての食害防止用の防護網を、農家に対し無償配布をしてきている。	・電気柵やワイヤーメッシュ柵の有効性や重要性をこれまで市民に対し周知してきたが、更に意識の醸成を図る必要がある。 ・土地の形状や農地の被害状況によって、ワイヤーメッシュ柵を設置できない地区がある。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	・鳥獣の餌とならないよう、放任果樹の伐採や、廃棄野菜等の管理の重要性を研修会を通して啓蒙している。 （放任果樹伐採：1地区） （緩衝帯の整備：2地区） ・緩衝帯をつくり有害鳥獣の住みにくい環境を整備している。 ・山形猟友会と市の共催による「わな猟研修会（初級・中級編等）」を実施している。	・放任果樹、廃棄野菜等の管理についての市民の意識を、今後さらに高めていく必要がある。 ・イノシシ等の有害鳥獣捕獲活動の主軸となる「わな猟」の安全管理と捕獲技術の向上と継承が課題である。

(5) 今後の取組方針

・有害鳥獣による農作物の被害に対し、これまでの山形市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動等に加え、山形市有害鳥獣被害防止対策協議会による各種支援策を継続する。 ・地域の実情に応じた効果的な施策を検討し、防除対策・環境整備対策・捕獲対策を農業被害軽減のため、総合的に対策を実施する。 ・山形市鳥獣被害対策実施隊を中心とした銃器や箱わな等による加害鳥獣の

捕獲を強化するとともに、追い払い活動や電気柵等の設置への支援を継続して行う。

・ICT 機器の導入により、山形市鳥獣被害対策実施隊のわな見回りの負担軽減を図るとともに、効果的な捕獲を行う。

・地域住民、山形市鳥獣被害対策実施隊や行政等が連携を密にし、被害状況や被害対策に係る情報を共有し、次の対策に活かせる体制を構築する。

・イノシシ被害に対し捕獲圧を高めるとともに、農地周辺の藪の刈り払い、誘引物除去等の周辺環境の整備を地域住民が主体となり自衛できる体制整備を支援する。

・イノシシなどの鳥獣による集落への侵入防止や、被害防止対策のための広域的なワイヤーメッシュ柵の設置に補助し、推進していく。

・ニホンジカについては、出没・目撃情報を地域住民や農協、県などと共有し、速やかに防除体制を構築する。

・小型獣や鳥類については、侵入防止資材を有効に利用しながら、定期的な駆除・防除活動を継続し、被害低減を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

山形市鳥獣被害対策実施隊の体制(山形市内に3ブロック・10分会)

東ブロック(山寺分会、高瀬分会、鈴川分会)

西ブロック(北部分会、南分会、西部分会)

南ブロック(蔵王分会、桜分会、東沢分会、滝山分会)

農作物の被害状況を確認のうえ、箱わな・くくりわな等による捕獲を行う。また、ニホンザルにおいては銃器による捕獲も併せて行うほか、大型獣のイノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカの止め刺し時は、ライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンザル	・山形市鳥獣被害対策実施隊員の確保、育成を図る。

	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ ノウサギ 鳥類	・山形市鳥獣被害対策実施隊員の捕獲技術の向上を図るため、山形猟友会と連携しての研修会を今後も継続して実施する。 ・被害農業者等が、わな免許等狩猟免許を取得するよう支援を行う。 ・捕獲後の埋設処分をする埋設溝の整備の推進。 ・山形連携中枢都市圏において、7市7町で「有害鳥獣被害対策事業」で連携できる事業の検討を継続して行う。
令和7年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ ノウサギ 鳥類	・山形市鳥獣被害対策実施隊員の確保、育成を図る。 ・山形市鳥獣被害対策実施隊員の捕獲技術の向上を図るため、山形猟友会と連携しての研修会を、今後も継続して実施する。 - 被害農業者等が、わな免許等狩猟免許を取得するよう支援を行う。 ・捕獲後の埋設処分をする埋設溝の整備の推進。 ・山形連携中枢都市圏において、7市7町で「有害鳥獣被害対策事業」で連携できる事業の検討を継続して行う。
令和8年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ ノウサギ 鳥類	・山形市鳥獣被害対策実施隊員の確保、育成を図る。 ・山形市鳥獣被害対策実施隊員の捕獲技術の向上を図るため、山形猟友会と連携しての研修会を、今後も継続して実施する。 ・被害農業者等が、わな免許等狩猟免許を取得するよう支援を行う。 ・捕獲後の埋設処分をする埋設溝の整備の推進。 ・山形連携中枢都市圏において、7市7町で「有害鳥獣被害対策事業」で連携できる事業の検討を継続して行う。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
1. ニホンザル ニホンザルについては、山形県鳥獣保護管理事業計画及び山形県ニホンザル管理計画による被害実情等を踏まえ、専門家の意見も取り入れながら生息状況調査を行い、山形市ニホンザル有害捕獲実施計画に基づく個体数調整を通年で実施する。 2. ツキノワグマ

ツキノワグマについては、山形県鳥獣保護管理事業計画及び山形県ツキノワグマ管理計画による生息状況・被害実情等を踏まえ、捕獲を行う。

3. イノシシ

イノシシについては、山形県鳥獣保護管理事業計画及び山形県イノシシ管理計画に基づき、生息状況・被害実情等を踏まえ捕獲を行う。なお、ツキノワグマの錯誤捕獲には十分留意する。

4. ニホンジカ

ニホンジカについては、山形県鳥獣保護管理事業計画及び山形県ニホンジカ管理計画による生息状況・被害実情等を踏まえ、捕獲を行う。

5. ハクビシン・タヌキ・ノウサギ

被害状況に応じ、箱わなを用いた捕獲を実施し生息密度の低下を図っていく。

6. ハシブトガラス・ハシボソガラス

おうとう等の収穫期前に要望のあった地区において、山形市鳥獣被害対策実施隊による銃器での一斉捕獲を継続して実施する。

7. ムクドリ、ヒヨドリ、オナガ

おうとう等の収穫期前に要望のあった地区において、カラス同様に山形市鳥獣被害対策実施隊による銃器での一斉捕獲を継続して実施する。

8. カワウ・サギ類

生息域を把握した上で、防鳥ネットや銃器を用いた駆除や営巣の除去を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ニホンザル	194	194	194
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ 管理計画による	山形県ツキノワグマ 管理計画による	山形県ツキノワグマ 管理計画による
イノシシ	600	600	600
ニホンジカ	20	20	20

ハクビシン	50	50	50
タヌキ	50	50	50
ノウサギ	15	15	15
ハシブトガラス・ ハシボソガラス	300	300	300
ムクドリ	200	200	200
ヒヨドリ	70	70	70
オナガ	30	30	30
カワウ・サギ類	20	20	20

捕獲等の取組内容
4 月から 11 月までの露地作物栽培期間中に実施するが、ハウス栽培作物への被害軽減を図るため、それ以外の期間であっても被害に応じ、捕獲を行う。 ・ニホンザルについては通年で、大型捕獲檻や箱わなを用いた捕獲を継続し、必要に応じ追払いや銃器を用いた捕獲を実施する。 ・イノシシについては、従来の箱わな、くくりわな、囲いわなを活用した捕獲を行うとともに、ICT 機器を活用した捕獲も行う。 ・ツキノワグマについては、県が示している「ツキノワグマの有害捕獲許可の考え方について」を参考に、効果的で最小限度の捕獲を行う。 ・ニホンジカについては、農作物被害の発生や目撃情報により、箱わなを用いた捕獲を行う。 ・ハシブトガラス、ハシボソガラス、ムクドリについては、果樹の収穫前に要望のあった地区において銃器による一斉駆除を行う。銃器を使用できない場所においては、花火での追払いを行う。 ・ハクビシン、タヌキについては、小型獣捕獲檻を使用しての捕獲を行

う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣のイノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカが、くくりわなや箱わなで捕獲になった際に、止め刺し時において山形市鳥獣被害対策実施隊の安全確保のために、ライフル銃の使用を必要とする。 ※箱わなに捕獲になった場合の止め刺しは、跳弾に十分に気を付けるとともに、周囲や同行者への安全確保にも努める。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
山形市	ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、オナガ、ヒヨドリ、カワウ・サギ類、ニホンジカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カモシカ	食害防止用防護網 6,500m (国 2/3、市 1/3)	食害防止用防護網 6,500m (国 2/3、市 1/3)	食害防止用防護網 6,500m (国 2/3、市 1/3)
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ハクビシン	電気柵等の設置 5,400m (県 1/4、市 1/4)	電気柵等の設置 5,400m (県 1/4、市 1/4)	電気柵等の設置 5,400m (市 1/2)
イノシシ	整備予定なし	広域的にワイヤーメッシュ柵の設置 (国：鳥獣交付金)	広域的にワイヤーメッシュ柵の設置 (国：鳥獣交付金)
鳥類	防鳥ネットの活用を推進する。		

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カモシカ	食害防止用防護網	食害防止用防護網	食害防止用防護網

	の支給を受けた農業者による維持管理。	の支給を受けた農業者による維持管理。	の支給を受けた農業者による維持管理。
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ハクビシン	電気柵等の設置のための補助金を受けた農業者による維持管理。	電気柵等の設置のための補助金を受けた農業者による維持管理。	電気柵等の設置のための補助金を受けた農業者による維持管理。
イノシシ	これまで広域的にワイヤーメッシュ柵を設置した地域の鳥獣対策協議会又は町内会と市の協議会が、協定を締結し、地元で維持管理等を行う。	これまで広域的にワイヤーメッシュ柵を設置した地域の鳥獣対策協議会又は町内会と市の協議会が、協定を締結し、地元で維持管理等を行う。	これまで広域的にワイヤーメッシュ柵を設置した地域の鳥獣対策協議会又は町内会と市の協議会が、協定を締結し、地元で維持管理等を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ ノウサギ ハシブトガラ ス・ハシボソ ガラス ムクドリ ヒヨドリ オナガ カワウ・サギ 類	・被害地域での住民への指導・啓発、専門家による現地研修会等を行い、被害防止対策への意識向上を図る。 ・集落環境点検を実施する。 ・放任果樹の伐採を啓蒙する。 ・緩衝帯の設置や、忌避剤の活用を検討する。 ・緩衝帯の維持管理を実施する。 ・耕作放棄地の解消を図るための対策を検討する。 ・農作物被害の現場を鳥獣被害対策専門員が確認し、農業者へ電気柵等での防除対策の助言を行う。 ・被害防止対策として成功している、他自治体の事例の調査・研究を行う。
令和7年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ	・被害地域での住民への指導・啓発、専門家による現地研修会等を行い、被害防止対策への意識向上を図る。 ・集落環境点検を実施する。 ・放任果樹の伐採を啓蒙する。 ・緩衝帯の設置や、忌避剤の活用を検討する。

	ノウサギ ハシブトガラ ス・ハシボソ ガラス ムクドリ ヒヨドリ オナガ カワウ・サギ類	・緩衝帯の維持管理を実施する。 ・耕作放棄地の解消を図るための対策を検討する。 ・農作物被害の現場を鳥獣被害対策専門員が確認し、農業者へ電気柵等での防除対策の助言を行う。 ・被害防止対策として成功している、他自治体の事例の調査・研究を行う。
令和8年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ ノウサギ ハシブトガラ ス・ハシボソ ガラス ムクドリ ヒヨドリ オナガ カワウ・サギ類	・被害地域での住民への指導・啓発、専門家による現地研修会等を行い、被害防止対策への意識向上を図る。 ・集落環境点検を実施する。 ・放任果樹の伐採を啓蒙する。 ・緩衝帯の設置や、忌避剤の活用を検討する。 ・緩衝帯の維持管理を実施する。 ・耕作放棄地の解消を図るための対策を検討する。 ・農作物被害の現場を鳥獣被害対策専門員が確認し、農業者へ電気柵等での防除対策の助言を行う。 ・被害防止対策として成功している、他自治体の事例の調査・研究を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山形県・山形警察署・山形市 山形市鳥獣被害対策実施隊 山形猟友会	「山形市ツキノワグマ住宅地等出没対応マニュアル」及び「山形市緊急銃猟対応マニュアル」に準じる。

(2) 緊急時の連絡体制

ツキノワグマが住宅地等に出没した場合には、「山形市ツキノワグマ住宅地等出没対応マニュアル」及び「山形市緊急銃猟対応マニュアル」に基づき、山形猟友会より推薦を受けた捕獲者が、山形市の判断のもと警察や関係機関と協議の上、緊急銃猟を実施する。併せて、山形市や警察等関係機関の指示のもと山形市鳥獣被害対策実施隊が、追払いや捕獲補助などの活動を行う。

また、山形県・山形警察署には応援要請により、助言や協力等の体制を図る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後、速やかに埋設または焼却等の適切な処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	豚熱や放射性物質の収束状況を注視しながら、有効活用の可能性について調査・研究を行う。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の取組

今後、豚熱や放射性物質の収束状況を注視し、広域連携による施設運営等について近隣市町や県と意見交換をしながら、調査・研究を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	山形市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
山形猟友会	生息状況・捕獲実態に関する情報提供、有害鳥獣の捕獲。鳥獣被害対策実施隊への協力。
山形市農業協同組合	農作物被害・生息状況に関する情報提供。
山形農業協同組合	農作物被害・生息状況に関する情報提供。

山形市農業委員会	農作物被害・地域農業に関する情報提供。
山形県村山総合支庁 農業振興課	有害鳥獣に関する情報の提供、技術指導・国等との 連絡調整等。
合同会社 東北野生動物 保護管理センター	有害鳥獣の習性・生息状況、捕獲技術に関する情報 提供。
ワイルドライフワーク ショップ	有害鳥獣の習性・生息状況、捕獲技術に関する情報 提供。
山形市	【鳥獣被害対策課、防災対策課、農政課、 森林整備課、文化創造都市課】 事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整・被害 状況の把握や被害防止対策の指導、権限移譲対象 鳥獣の捕獲許可と県への捕獲許可申請。

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山形警察署地域課	有害鳥獣による住民の生命、身体及び財産の安全確保に関する情報提供。
山形市消防本部	有害鳥獣による住民の生命、身体の安全確保に関する情報提供。
山形県村山総合支庁 環境課	捕獲申請の許可、有害鳥獣被害、捕獲数に関する情報の提供。
山形県村山総合支庁 農業技術普及課	農作物の鳥獣被害防止技術に関する情報提供。
山形地区カモシカ対策連絡 協議会	カモシカによる被害の情報提供、食害防止用防護網申請、設置管理指導。
県サル・イノシシ・クマ等 農作物被害対策協議会 (山形県村山総合支庁管内)	村山管内の被害状況や被害防止策について、連携強化を図るための協議会。
南奥羽鳥獣被害防止広域対策協議会 (宮城・福島・山形広域連携)	広域でのサル被害防止対策・被害防止技術に関する情報提供と事業実施。
山形市常明寺錦鯉金魚 生産組合	カワウ・サギ類による被害の情報提供、追い払い 花火活用や食害防止用防鳥ネットの設置管理指導。

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

○山形市鳥獣被害対策実施隊 設置年月日 平成29年4月1日 隊 員 山形猟友会より推薦された者 153名(R8.4.1 時点) 任 期 1年(4月1日～3月31日)

○鳥獣被害対策実施隊の活動内容

農作物等被害確認

有害鳥獣の生息状況調査

有害鳥獣の捕獲活動及び追払いパトロール業務

錯誤捕獲対応業務

カラス・ムクドリ一斉駆除

○事 務 局 山形市環境部鳥獣被害対策課

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・市街地出沒対応にかかる体制について

※県内各地で市街地にクマが出沒している状況を鑑み、緊急時に即応するため、令和5年8月より山形市鳥獣被害対策実施隊から「アーバンベア等対応チーム」を結成していたが、令和8年度からは、山形猟友会より推薦を受けた捕獲者が市街地出沒等の緊急銃猟を実施する。なお、山形市鳥獣被害対策実施隊は、追い払いや捕獲補助を行う。

・今後、新たな有害鳥獣の出現や農作物被害の拡大がみられる場合には、協議会の関係機関の追加やその役割などについて検討するとともに、鳥獣被害対策実施隊の活動内容についても、被害の状況に応じて適宜見直し、効果的な体制づくりを図る。

・また、近隣市町と連携を強化し、情報の共有化や協働した対策の検討を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・今後、新たな有害鳥獣の出現などにより、計画が現況に適さないと判断される時は、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止対策に努める。

・近隣市町と連携した有害鳥獣捕獲後の、「減容化処理施設」や「解体処理施設」等について、調査・研究を行う。